

評価基準

1 業務委託名

令和8年度はまつ首都圏ビジネス情報センター誘致活動サポート業務委託

2 特定方法

令和8年度はまつ首都圏ビジネス情報センター誘致活動サポート業務委託の企画提案書の特定に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、企画提案書の特定を行う。

3 評価方法

(1)企画提案資料と各事業者が行うプレゼンテーションに基づく、評価委員会の各評価委員の採点方式により評価する。

(2)評価項目・評価事項及び配点は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点	
基本事項 (20点)	①社会的貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点での認証等を有しているか。 ・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ・浜松市消防団協力事業所の認定 ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ・健康経営優良法人の認定（経済産業省） ・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ・浜松市企業のCSR活動表彰（注1）	5
	②組織体制	提案事業者において従事予定者を管理・サポートする体制が適切であり整っているか。 また、従事予定者が不測の事態又は委託者の指示等により業務を実施しない事態となった場合、遅滞なく同等レベルの人材を配置できる体制となっているか。	5
		過去の同種・類似の業務実績及び全国のスタートアップやICT企業等とのネットワークは、十分なものを持っているか。	10
	③政策の理解	浜松市の産業特性や政策の方向性を理解し、適切なスタートアップ等を誘致できる提案となっているか。	10
	④業務執行の体制（従事予定者、人数）	スタートアップ育成等の実績や企業の設備投資等に対する知見・ノウハウ等の知識が、適切に提供される体制であるか。	15
		スタートアップ等の誘致について、十分な実績がある従事予定者であるか。	20
提案に対する評価 (80点)	⑤支援活動の具体性	活動指標を達成するための具体的な取り組みが提示されているか。	20
	⑥誘致活動に対する提案	スタートアップ等の誘致を効果的に進めるための具体的な提案があるか。	15
合計		100	

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外）

4 評価項目ごとの評価の目安

評価項目ごとの採点は、5点満点、10点満点、15点満点または20点満点のいずれかとし、原則として、下表の選定評価基準により行う。

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
20点	20点	16点	12点	8点	4点
15点	15点	12点	9点	6点	3点
10点	10点	8点	6点	4点	2点
5点	5点	4点	3点	2点	1点

なお、「社会貢献活動等に係る認証等の有無」に関する項目については、上表によらず、次のとおり採点する。

- ・4項目以上取得：5点、2～3項目取得：3点、1項目取得：1点

5 提案者の順位の決定方法

- (1) 評価点の満点は500点とする。(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人)
- (2) 評価委員の合計点の平均が60点以上であることを第1次審査通過及び第2次審査における受託候補者特定の最低条件とする。
- (3) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、第2次審査における各評価委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。
- (4) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ① 評価項目「提案に対する評価」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。
 - ② ①も同点の場合は、評価項目「④業務執行の体制」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。